登録番号	新潟県知事第 1039 号			氏名又は名称	謙信丸	
作成日	令和 5 年 8 月 7 日	変更日	1:　／　／	2:　／　／	3:　／　／	

安全の確保のため船長および業務主任者が遵守すべき事項

航行中および利用者が水産動植物を採捕している間、船長及び業務主任者は以下のとおり行動します。

○一般的事項

・ 出航から帰航するまでの間は、飲酒はしません。また、酒気を帯びて漁場に案内しません。
・ 航行中、波の影響により船体が動揺するときは、波の状況について適切な見張りを行うとともに、波に対する進路の変更を行い、かつ、安全な速度まで十分な減速を行うことにより、船体動揺の軽減に努めます。
・ 航行中、波の影響により船体が動揺して危険が予測されるときは、利用者に対して動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船するように指導します。
・ 乗船中は、船室内にいる場合を除き、救命胴衣（船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船舶の種類や渡航区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するものをいいます。以下同じ。）を着用します。
・ 乗船中は、船室内にいる場合を除き、利用者に常に救命胴衣を着用させます。
・ 12 歳未満の小児には、乗船中は、常に救命胴衣を着用させます。
・ 利用者の乗船場所から漁場又は漁場から漁場までの間における岩場、浅瀬、河川域、防波堤、定置網、養殖施設等を調査し、危険性の評価を行い、特に危険と認められる場所について、別添にとりまとめ、安全に航行できる航路、避険線等の設定を行います。
・ 航行中は GPS プロッター等を利用して自船の位置を確認し、上記で設定した航路の航行、避険線に基づいた安全な航行を行います。
・ 随時、気象や海象等に関する情報取集を行い、気象又は海象等の状況の悪化等、利用者の安全の確保のために必要と判断される場合は、船室内においても利用者に救命胴衣を着用させます。
・ その他（　　）

○船釣りをする場合

・ 利用者を案内している間は、船長及び業務主任者は自ら釣りをしません。

○瀬渡しをする場合

・ 利用者の安全確認のため、渡した磯等を定期的に巡回します。
・ 磯等において、利用者には常に国土交通省が定める要件と同等以上の性能を有する救命胴衣を着用させます。
・ 磯等において採捕を終了した利用者を収容し帰航する際、利用者が遊漁船に乗船していることを確認します。

○体験漁業（観光定置、観光底びき等）をする場合

・ 利用者が網揚げ等をしている間、利用者に危険が生じないよう安全に操業します。